



各 位

2005年12月15日

会社名 株式会社日立モバイル
代表者名 執行役社長 金子 邦榮
(コード番号:9429 東証第一部)
問合せ先 経営管理室広報部長 尾上 正
(TEL.03 - 3474 - 2611)

株式会社 日立製作所との株式交換にともなう株式の取扱いについて

株式会社 日立製作所(以下、日立という)と当社は、このたび、オートモティブシステム事業(自動車機器事業)の強化を目的に、当社を日立の完全子会社とすることに合意し、本日、株式交換契約書を締結しました。

現在、日立は当社株式の64.8%を保有していますが、2006年2月17日に開催予定である当社の臨時株主総会の承認を経て、同年4月1日付で株式交換(注)を実施し、当社は日立の完全子会社となる予定です。なお、当社株式は、株式交換の実施にともない、2006年3月28日に上場廃止となります。

つきましては、株式交換にともなう株式のお取扱いについて、下記の通りお知らせいたしますので、ご高承願います。

また、この株式交換の趣旨につきましては、本日、当社および日立が連名にて別途発表しておりますニュースリリース「日立が日立モバイルを完全子会社化」をご参照願います。

(注)日立モバイル株式1株に対して日立株式1.036株が割当交付されます。

記

株式交換後の取扱い(2006年4月1日以降)

この株式交換にともない、当社株式を966株以上ご所有の株主様におかれましては、日立の1単元の株式の数である1,000株以上の割当が行われますが、ご所有株式数が966株未満の株主様には、1,000株に満たない単元未満株式が割り当てられることとなります。単元未満株式を所有される株主様は、株式数に応じて2006年度中間期以降の日立の配当金を受領する権利をお持ちになりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

日立の単元未満株式を所有することとなる株主様におかれましては、日立株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、お取扱開始時期等の詳細につきましては、株券提出に関するご案内にあわせてご通知する予定です(2006年2月下旬予定)。

(1)単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

株主様が所有することとなる日立の単元未満株式とあわせて1単元となるよう日立の株式を買い増すことができる制度です。

2006年5月下旬に予定しております日立株式の割当ご通知の後にご利用いただくことができます。

(2)単元未満株式の買取制度(単元未満株式のご売却)

市場で売買することができない1単元に満たない数の日立株式を、日立が市場価格にて株主様より買い取る制度です。

株式交換の日(2006年4月1日)よりご利用いただくことができます。

以 上